

●香川県告示第396号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関（訪問看護ステーション等）の名称等の変更について次のとおり届出があった。

平成22年10月8日

香川県知事 浜 田 恵 造

変 更 年 月 日	指 定 訪 問 看 護 事 業 者 等			訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 等		
	名 称		主たる事務 所の所在地	名 称		所在地
	変 更 前	変 更 後		変 更 前	変 更 後	
平成22年 4月1日	三豊総合病院 組合	三豊総合病院 企業団	観音寺市豊 浜町姫浜 708番地	三豊総合病院 組合老人訪問 看護ステーシ ョン	三豊総合病院 企業団訪問看 護ステーショ ン	観音寺市 豊浜町姫 浜708番 地